

○宮崎大学農学部附属施設規程

平成16年4月1日  
制 定

改正 平成17年1月18日 平成19年2月20日  
平成22年3月8日 平成22年10月1日  
平成28年3月25日

第1条 この規程は、国立大学法人宮崎大学基本規則第14条第2項の規定に基づき、宮崎大学農学部におかれる附属教育施設及び研究施設（以下「附属施設」という。）について、必要な事項を定める。

第2条 附属施設の名称は、次のとおりとする。

フィールドセンター	宮崎大学農学部附属フィールド科学教育研究センター
動物病院	宮崎大学農学部附属動物病院
農業博物館	宮崎大学農学部附属農業博物館

第3条 附属施設に長を置き、教授をもつて充てる。

- 2 附属施設の長は、その施設を統轄し、教育及び研究について関係学科との調整にあたる。
- 3 附属施設の長の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4条 附属施設及び学部・学科との連携並びに附属施設の充実及び円滑な管理運営を図るため、附属施設協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる委員をもつて組織する。

- (1) 学部長
- (2) 附属施設長
- (3) 学科長
- (4) 事務長

3 協議会は、次の事項を審議する。

- (1) 共通的な概算要求に関する事。
- (2) 定員配置に関する事。
- (3) 事務組織に関する事。
- (4) 公開事業に関する事。
- (5) その他、附属施設に関する将来構想等共通的な重要事項

4 学部長は、協議会を招集し、その議長となる。

5 協議会は、委員の過半数の出席をもつて成立する。

6 協議会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

7 協議会に幹事を置き、事務長をもつて充てる。

8 協議会の事務は、学部事務部において処理する。

第5条 附属施設の重要事項を審議するため、附属施設に運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織・運営については、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。